

## 美容医療サービスの契約 即日施術は避け、慎重に

「若返りたい」「美しくなりたい」という願望をくすぐる美容医療サービスの広告をテレビや雑誌、チラシなどでよく目にします。美容医療サービスとは、医療脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術、たるみ取り、包茎手術、審美歯科などの「美容を目的とした医療サービス」を指します。

全国の消費生活センターなどには、美容医療サービスに関する相談が年間約2千件寄せられています。そこで、今回は、美容医療サービスのトラブルの未然防止に向けて、事例と注意点をご紹介します。

- ▼「12万円から」と広告するクリニックに包茎手術の相談に出向いた。カウンセリング後に即日施術となり、100万円の請求を受けた。減額してほしい。(30代・男性)
- ▼非抜歯矯正専門歯科で治療を受けたが、1年以上たってから、「抜歯しなければ希望通りにならない」と言われた。時間を浪費し、痛い思いもした。返金してほしい。(20代・女性)
- ▼美容クリニックでレーザーによるシミ取りと脱毛をしてもらった。皮膚に炎症が出たので、返金と治療の補償を求めたい。(40代・女性)

美容医療サービスは医療行為であり、身体的なリスクを伴います。また、多くは自由診療で保険適用がなく、高額な契約になりがちです。広告等の情報だけに頼らず、施術内容、リスク、料金、施術効果の見通しなどについて、医師から十分な説明を受けた上で、必要な契約かどうかを慎重に判断することが重要です。

また、いったん契約してしまうと、解約・返金の交渉が困難なケースもあります。説明や料金に納得できなかったり、施術に不安を感じたりしたら、決してその場で契約しないようにしましょう。特に即日施術は避けましょう。

施術によって痛みや腫れ、外傷など身体の異常が現れた場合は、速やかに医療機関の診断を受けましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。

